

手話ハンドブック

SIGN LANGUAGE HANDBOOK

わたしと一緒に
覚えて
みましょう！

クイズ Q

朝倉さやさんが
表現している
手話は何でしょう？

クイズの答えは
裏表紙を見てね！





目次

聴覚に障がいのある人のための山形県の主な取組み	3
聴覚に障がいのある人が困ること	4
聴覚に障がいのある人とのコミュニケーション	6
手話を始める人を応援します	8
山形県内の聴覚障がい者関連団体	10
手話を覚えよう！	
・わたし	12
・あなた	
・ろう者	
・聴者（聴覚に障がいのない人）	
・はじめまして	13
・よろしくお願ひします	
・名前は何ですか？	14
・おはよう	
・こんにちは	15
・こんばんは	
・お疲れ様	16
・ありがとう	
・わかりました	17
・わかりません	
・筆談をお願いします	
・はじめます	18
・終わります	
● 非常時	
・逃げて！	19
・危ない	
・避難所	
・トイレ	
・食べ物	20
・水	
・大丈夫ですか？	
・何かお手伝いしますか？	21
・病気はお持ちですか？	
・ケガはありませんか？	
・薬はありますか？	22
・困ったことはありませんか？	
・一緒に行きましょう	23
・手話／筆談は必要ですか？	

はじめに

聴覚に障がいのある人には、生まれつき聞こえない人、聞こえにくい人、途中から聞こえなくなった人など、様々な人がいます。中でも、耳の聞こえる人が音声を使って会話をするように、手や指の動きや表情などによる「手話」ということばを使って考え、表現し、会話をする聴覚に障がいのある人のことを「ろう者」といいます。

このハンドブックは、皆さんにろう者のことや手話のことを知つていただき、理解を深めていただく目的で作成しました。

ろう者の大切なコミュニケーションツールである手話を学んでみませんか。



聴覚に障がいのある人のための山形県の主な取組み

● 山形県手話言語条例

山形県では、手話が言語であるとの認識に基づき、県民の手話に対する理解を深め、ろう者とろう者以外の方が共生することのできる地域社会の実現を目指して、平成29年3月に「山形県手話言語条例」を策定しました（平成29年3月21日施行）。

※詳しい内容は、山形県のホームページでご紹介しています。

[山形県手話言語条例](#)

検索

● 障がいのある人もない人も共生する社会づくりの推進

山形県では、「障害者差別解消法」及び「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」に基づいて、障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、障がい者の社会参加を支援し、障がいのある人もない人も共にいきいきと生活できる共生社会の実現を図るために、手話の普及をはじめとする様々な事業を行っています。

- ・「心のバリアフリー推進員」の養成
- ・「ヘルプマーク」の導入
- ・手話、要約筆記等の普及
- ・障がい者スポーツ、障がい者芸術の普及振興 他



● 山形県聴覚障がい者情報支援センターの設置

山形県が聴覚に障がいのある人のための情報提供・意思疎通支援の基幹センターとして設置しています。

聴覚に障がいのある人の様々な相談に応じるとともに、字幕・手話を付したDVDや情報機器の貸し出し等を行っています。（※10頁に再掲）